

「ちりゅっぴサポーターズ」会則

(趣旨)

第1条 この会則は、知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」(以下「ちりゅっぴ」という。)の応援団体である「ちりゅっぴサポーターズ(以下「サポーターズ」という。)」について、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この会は、ちりゅっぴサポーターズと称する。

(目的)

第3条 サポーターズは、次の各号に挙げる事項を目的として設置する。

- (1) ちりゅっぴの活動を応援すること。
- (2) 知立市(以下「市」という。)及びちりゅっぴのPR活動に協力すること。

(業務)

第4条 サポーターズの管理及び運営業務は、知立市観光協会(以下「観光協会」という。)が知立市観光交流センターの指定管理者(以下「指定管理者」という。)にその業務を行わせる。

(会員)

第5条 サポーターズの会員(以下、「会員」という。)の種別は次のとおりとする。

- (1) 企業・団体会員
- (2) プレミア個人会員
- (3) 個人会員
- (4) キッズ会員

第6条 会員期間は、入会手続きを行った月の翌月1日から1年間とする。ただし、個人会員の会員期間は、本人から退会の届出がない限り1年毎に自動的に更新することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、キッズ会員の会員期間は、12歳到達年度の3月31日までとし、本人から退会の届出がない限り、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(条件)

第7条 会員は、次の条件を満たすこととする。

- (1) ちりゅっぴを好きであること。
- (2) ちりゅっぴを応援しているもしくは応援してくれること。

(入会)

第8条 サポートーズへの入会を希望するものは、以下のいずれかにより指定管理者に対し
申込手続きを行わなければならない。

- (1) 入会申し込み書(様式1)
- (2) インターネットフォーム「ちりゅっぴサポートーズ申込フォーム」

(会費)

第9条 年会費は次の各号のとおりとする。

- (1) 企業・団体会員 10,000円以上
- (2) プレミア個人会員 2,000円以上
- (3) 個人会員 無料
- (4) キッズ会員 無料

(特典)

第10条 企業・団体会員の特典は次の各号のとおりとする。ただし、ちりゅっぴの貸出は
知立市及び観光協会、指定管理者がちりゅっぴを使用する日以外の日とする

- (1) 会員証の発行
- (2) オリジナル缶バッジの配付
- (3) ちりゅっぴサポートーズオリジナルグッズ
- (4) ちりゅっぴの貸出
- (5) ちりゅっぴの部屋サイトのちりゅっぴサポートーズ企業一覧への掲載

2 プレミア個人会員の特典は次の各号のとおりとする。

- (1) 会員証の発行
- (2) オリジナル缶バッジの配付
- (3) プレミア会員限定イベントへの参加権

3 個人会員の特典は次のとおりとする。

- (1) 会員証の発行

4 キッズ会員の特典は次のとおりとする。

- (1) 会員証の発行
- (2) キッズ会員限定イベントへの参加権

(退会)

第11条 退会は、会員の申し出により指定管理者が承認する。ただし、年会費の返金は行
わないものとする。

(会員資格の取消)

第12条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、会員資格を失うものとする。また、年会費の返金は行わないものとする。

- (1) 会員が死亡した場合。
- (2) この会則に違反した場合。
- (3) その他会員として不相当であると観光協会が認める場合。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、サポーターズの運営に関して必要な事項は、観光協会が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。